【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年６月23日
【会社名】	日鍛バルブ株式会社
【英訳名】	NITTAN VALVE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　金　原　利　道
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役執行役員　事務間接管掌　李　太　煥
【本店の所在の場所】	神奈川県秦野市曽屋518番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長金原利道及び常務取締役執行役員事務間接管掌李太煥は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年３月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社、連結子会社６社及び持分法適用関連会社１社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、上記以外の連結子会社７社及び持分法適用関連会社３社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね２／３に達している３事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

３ 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。従って、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、当事業年度において、過年度より不適切な会計処理が行われていた事実が判明したことを受け、平成24年３月期（第90期）から平成28年３月期（第94期）までの財務報告に係る内部統制の一部に開示すべき重要な不備があったものとし、当該期間の内部統制報告書の訂正報告書を平成28年12月14日に提出した。

当社は、上記事態を引き起こした主な原因は、全社的な内部統制の一部（整備・運用）及び在庫管理プロセスの一部（整備・運用）に関する内部統制の不備であったと認識している。

当社は、本件を厳粛に受け止め、以下の再発防止策を公表し、内部統制の整備・運用状況の改善を図った。その結果、当該再発防止策は計画どおり実行し、当事業年度末日までに概ね整備は完了した。しかしながら、全社的な内部統制については十分な運用期間を確保することができなかったことから、全社的な内部統制（運用）が、是正できたとの状況に至っていないものと判断した。

１．コンプライアンス最優先の意識改革
２．規程類の明確化・棚卸プロセスの見直し
３．業績評価・人事制度の見直し
４．予算制度の見直し
５．内部監査体制の強化
６．法令遵守体制の強化

４ 【付記事項】

該当事項なし。

５ 【特記事項】

該当事項なし。